

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

－：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|----------------------------------|----|---|------|--|
| 原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | 1 | 大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を見せる」共生社会の実現等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（令和5年11月） 開催基本計画はホームページで公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/about/pdf/deaf_foundation-plan.pdf |
| | 2 | 大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 大会の準備・運営に関する協定書において、大会開催が困難な事態が発生した場合は、関係者で協議する旨を規定。 大会関係者により構成される大会準備連携会議（※）を定期的に開催しており、計画通り運用できない事態が生じた場合等においても協議する体制を構築 <p>※国、都、ろうあ連盟、JOC、JPSA、弁護士、公認会計士から構成され、デフリンピック大会の準備・運営について情報共有、調整・協議を行う会議 連携会議(東京都HP)： https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/deaflympics2025/r05_04/</p> |
| | 3 | 策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念や行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を全日本ろうあ連盟、東京都、事業団で策定し、構成員に広く共有・周知 また、今後も定期的に共有・周知予定 |
| | 4 | 組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 理事会において協賛要綱を決議し、事業団HPにて公表 |
| | 5 | 組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 人材の採用及び教育に関する方針を策定・公表 |
| | 6 | 組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 人材の採用及び教育に関する方針を策定・公表 |
| | 7 | 構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。 | － | <ul style="list-style-type: none"> 準備運営本部に民間企業からの出向者を配置することは予定してないため |
| | 8 | ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 準備運営本部職員は、各種法令に関する基礎的な法的知見を有している公務員や組織マネジメント経験のある公務員が派遣されている。また、コンプライアンス委員に弁護士を配置するなど、組織全体としてガバナンスやコンプライアンスに係る知見を十分に有している。 |
| | 9 | 財務数値の適正性を確保しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 業務執行の過程で適切に経費を精査するとともに、外部監査、内部監査により収入・支出の適正性を確保 |
| | 10 | 大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 大会の計画額を公表（令和5年12月） https://deaflympics2025-games.jp/main-info/budget/docs/deaf_planned-budget.pdf |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|----------------------------------|----------------------|--|-----|--|------|
| 原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | 11 12 13 14 | 大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。 | 対応済 | ・令和6年度事業計画及び予算書を策定し、公表 https://www.tef.or.jp/about/cms/file/2024yosan.pdf ・大会全体の収支計画を示す大会の財政計画を令和5年12月に公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/budget/docs/deaf_planned-budget.pdf | |
| | | 事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。 | 対応済 | ・令和6年度事業計画及び予算書を策定（理事会決議）し、公表 https://www.tef.or.jp/about/plan.html https://www.tef.or.jp/about/yosansyo2023_01.pdf ・次年度（令和7年度）事業計画は今後策定し、令和7年3月の理事会に付議予定 | |
| | | 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。 (NFコード) | 対応済 | ・計画類は大会準備連携会議（※）、理事会へ付議の上、策定 ※国、都、ろうあ連盟、JOC、JPSA、弁護士、公認会計士から構成され、デフリンピック大会の準備・運営について情報共有、調整・協議を行う会議 連携会議(東京都HP)： https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/deaflympics2025/r05_04/ 理事会： https://www.tef.or.jp/about/financial_info.html | |
| | | 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。 (NFコード) | 対応済 | ・計画の実施状況等は、定期的に進捗管理の上、把握・分析等を実施 | |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

－：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|---------------------------------------|----|---|---------|---|
| 原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | 1 | 役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。 | 対応済 | ・役員、評議員はスポーツに知見のある学識経験者、競技団体関係者、公認会計士等の様々な知見を有する人材で構成 |
| | 2 | 外部理事（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された理事を指す。）の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード） ・理事の総数 人 うち外部理事 人 (%) うち女性理事 人 (%) | 対応予定 | ・理事会、評議員会において、理事候補者選任方針を策定する旨を報告。目標割合等を設定する方向で検討（現在の人数） ・理事の総数7人 うち外部理事5人（71%） うち女性理事3人（43%） |
| | 3 | 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。（NFコード） | 代替措置実施済 | ・内部理事が少数（理事長・常務理事の2名）であり、ジェンダーの指定は困難であるが、東京都男女平等参画推進総合計画等を踏まえ、政策連携団体として女性活躍推進に係る取組を進めるとともに、多様性やアンコンシャスバイアス等の研修を受講する等、組織全体で意識啓発を図っている |
| | 4 | 業務執行理事に女性を任用しているか。（NFコード） | 代替措置実施済 | ・業務執行理事（常務理事）は1名であり、ジェンダーの指定は困難であるが、東京都男女平等参画推進総合計画等を踏まえ、政策連携団体として女性活躍推進に係る取組を進めるとともに、多様性やアンコンシャスバイアス等の研修を受講する等、組織全体で意識啓発を図っている |
| | 5 | 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された評議員を指す。）及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード） | 対応予定 | ・外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定する方向で検討 |
| | 6 | 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。 | 対応済 | ・理事の人数、権限、選任方法については定款に明記し、規模及び実効性を確保（定款第21条により、理事は3名以上7名以内、監事2名以内と定めている。現在、理事は7名、監事2名） ・役員行動規範を策定するとともに、役員全員から行動規範を遵守する旨の誓約書を徴取 ・行動規範等を公表 定款： https://www.tef.or.jp/about/teikan.html 行動規範： https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/ |
| | 7 | 理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。 | － | 準備運営本部では理事会とは別の諮問機関を設置する予定はないため |
| | 8 | 理事の就任時の年齢に制限を設けているか。（NFコード） | 対応予定 | ・理事候補者選任方針において年齢制限を設定する方向で検討 |
| | 9 | 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けているか。（NFコード） | 対応予定 | ・理事候補者選任方針において再任回数の上限を設定する方向で検討 |
| | 10 | 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。 | 対応済 | ・理事は評議員会で選任し、評議員には外部有識者を配置 ・評議員は評議員選定委員会で選任し、構成員に監事（外部有識者）や理事会で選任する外部委員を配置 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|---------------------------------------|---|--|---|------|--|
| 原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | 11 役員選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。 | 12 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。 (NFコード) | 13 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。 (NFコード) | 対応予定 | <ul style="list-style-type: none"> 理事候補者選任方針で資質等を明確化する方向で検討 評議員会で役員選任方針を踏まえて審議するとともに、選定理由を公表するなど公平性・公正性を確保する方向で検討 |
| | | | | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 評議員会が理事を選任、評議員選定委員会が評議員を選任するため、理事会から独立 |
| | | | | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 理事は評議員会で選任し、評議員は外部有識者（女性2名含む）で構成 評議員は評議員選定委員会で選任し、構成員に監事（外部有識者）や理事会で選任する外部委員を配置 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 指針 | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------------|---|------|--|
| 原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである | 1 組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程等の各種規程を策定 ・役員等が、法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員行動規範」「職員行動規範」を策定し、公表 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/ |
| | 2 組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手続に関する規程を整備しているか。 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・準備運営本部職員はなし公務員に該当しない |
| | 3 組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務運営規程等で意思決定の権限や手続きを整備 |
| | 4 スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・協賛要綱を理事会にて決議するとともに、企業等接触指針を策定 ・協賛要綱を事業団ホームページにて公開し、公募を開始。協賛要綱において、契約・調達管理会議への付議等を定めるとともに、締結後は企業名の公表を予定。 |
| | 5 設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会において協賛要綱を決議し、事業団HPにて公表 |
| | 6 マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・準備運営本部においては、直接的な協賛に係る業務は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 |
| | 7 マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・準備運営本部においては、直接的な協賛に係る業務は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------------|----|---|------|--|
| 原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである | 8 | マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサー・カテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。 | - | <ul style="list-style-type: none"> 準備運営本部においては、直接的な協賛に係る業務は第三者に委託せず、準備運営本部の職員が直接行う予定 |
| | 9 | 選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 「協賛要綱」や「企業及び団体等との対応指針」を策定し、コンプライアンスを遵守しながら募集等の手続きを実施 協賛契約に当たっては、外部有識者も含む都・連盟・運営委員会・準備運営本部の四者で構成される契約・調達管理会議での確認を経ることで、契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保したうえで、契約を締結し、契約者の概要及びカテゴリを公表 |
| | 10 | 調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性（競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと）を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 利益相反マネジメント委員会において利益相反が疑われる契約案件を審査する仕組みを構築 事業団財務規程のほか、財務契約検討会運用規程を策定 事業団契約事務要綱に基づき、工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務を円滑かつ合理的に実施 適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するための検討会を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築 外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置 |
| | 11 | その他組織運営に必要な規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 財務規程、文書管理規程、就業規則等組織運営に必要な規程を整備 |
| | 12 | 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 財務規程、文書管理規程、就業規則等組織運営に必要な規程を整備 |
| | 13 | 法人の業務に関する規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 財務規程、文書管理規程、就業規則等組織運営に必要な規程を整備 |
| | 14 | 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬規程等を整備 |
| | 15 | 法人の財産に関する規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 財産管理規程等を整備 |
| | 16 | 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 財務規程等を整備 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 指針 | | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------------|----|--|--|------|---|
| 原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである | 17 | | 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 準備運営本部役員、幹部職員は豊富なマネジメント経験を有する都職員を派遣 準備運営本部職員は厳格な法令等遵守義務があり、かつ基礎的な法的知見を有する公務員が大半を占めている。 研修を通して職員のガバナンス、コンプライアンスについての知識向上を図っている 法律事務所と契約し、法的見地からの支援を受けることができる体制を整備 |
| | | | 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------|--|------|--|
| 原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである | 1 コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しているか。 | | | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程を策定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 ・毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の職務（役割・権限）を規程で明記 ・コンプライアンス方針及びコンプライアンス推進計画を策定。実施状況等についてコンプライアンス委員会にて適宜報告 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の職務（役割・権限）を規程で明記 https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 ・問題発生時にはコンプライアンス委員会に報告及び対応方針について検討 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会へ助言・提言を行う仕組みを構築 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、準備運営本部の実情及びスポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者で構成 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会には弁護士を構成員として配置（1名）するとともに、女性委員を配置（1名） |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|----------------------------------|---|--|------|--|
| 原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | 1 | コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 事業団コンプライアンス基本方針等に基づき、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定 年度研修計画を策定し、役員に対しては年1回、職員に対しては年4回以上コンプライアンス研修を実施 チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンスに係る気運を醸成 |
| | 2 | <p>以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。</p> <p>①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について（NFコード） ⑤利益相反について（組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。） ⑥（組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合）収賄の防止について ⑦調達の過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について、（別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とする。）</p> | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの確保の重要性や適切な契約手続き等に関する研修資料を作成し、役職員に対する研修を実施（左記チェックリスト①から⑦のうち、競技団体向けの内容である④を除く各事項を実施） |
| | 3 | 上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 職員への継続的なコンプライアンス研修を実施 研修内容については随時更新し、今後も継続的に実施予定 |
| | 4 | 大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。 | 対応予定 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティア採用時に必要となる研修を実施予定 |
| | 5 | 役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 年度研修計画を策定し、役職員へコンプライアンス研修を定期的に実施 (令和5年度3月現在の実施状況：職員向け4回、役員向け1回) チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンスに係る気運を醸成 |
| | 6 | 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。（NFコード） | 対応予定 | <ul style="list-style-type: none"> デフリンピックの準備・運営に関わる競技団体と連携し、当該事項を遵守するよう対応 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 指針 | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|---------------------------|--|------|--|
| 原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである | 1 組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援 |
| | 2 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・サポートが必要な内容を事前に洗い出した上で、隨時相談できる仕組みを構築 ・契約更新時に必要なサポート内容を再度洗い出す予定 |
| | 3 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・顧問税理士・会計士が準備運営本部の業務を支援 |
| | 4 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業団契約事務要綱に基づき、工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務を円滑かつ合理的に実施 ・適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するため、「財務契約検討会」を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築 ・外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置 |
| | 5 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・財務規程施行要綱にて経費使用についての手続き等を規定 ・業務運営の妥当性に関する内部監査を実施し、適切な業務サイクルを確立 |
| | 6 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査（外部監査）、適法性監査（監事監査）に加え、業務運営の妥当性等について内部監査を実施し、監査報告書を作成し、監査結果についてHPで公表 ・監査室を中心に、監事・監査法人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ・年3回、監事、監査法人及び監査室でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施 ・監事、監査法人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施 |
| | 7 監視機能の強化の方策として、内部の組織である内部監査部署（内部監査室等）に加え、会計監査人を置いているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・準備運営本部に内部監査の専管組織を設置 ・監査法人が準備運営本部の監査を実施予定 |
| | 8 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会において公認会計士等の有識者を監事として選任 |
| | 9 監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業団事務局で監事を補助するための職員を配置 |
| | 10 監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・監事と監査法人で定期的に意見交換を行うなど、監事等が専門家に相談できる体制を構築 |
| | 11 内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・監査室を中心に、監事・監査法人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ・年3回、監事、監査法人及び監査室でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施 |
| | 12 公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的資金を利用する際に、遵守すべき法令（東京都補助金等交付規則等）やガイドライン（国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン等）を洗い出した上で、必要な対応を実施 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|---------------------------|----|--|-----|--|------|
| 原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである | 13 | 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。 | 対応済 | ・財務規程や財務施行要綱を整備し、適切に運用 | |
| | 14 | 収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。 | 対応済 | ・大会における収支計画、事業計画を策定するとともに、区分経理・財源管理を実施 | |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|------------------------|---|---|-----|---|------|
| 原則7 適切な情報開示を行うべきである | 1 | 財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。 | 対応済 | ・法令に基づく開示を実施 | |
| | 2 | 法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。 | 対応済 | ・法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会での決定事項・監査報告・契約状況等） | |
| | 3 | 本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。 | 対応済 | ・本指針の遵守状況について、コンプライアンス委員会による審査を経て公表 | |
| | 4 | 情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。 | 対応済 | ・各種会議等を通じて、関係団体等から適宜必要な情報を収集 ・契約書において業務委託先との業務進捗管理について記載予定 | |
| | 5 | 原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報等は除く。）を開示しているか。（NFコード） | 対応済 | ・利益相反マネジメントポリシー、懲戒審査委員会要綱を公表 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/ ・処分については、案件が生じた際に速やかに結果を公表予定 | |
| | 6 | 公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。（NFコード） | 対応済 | ・都の条例に準じた情報公開要綱を策定 ・非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定 ・情報開示に関しての知識等のある者や外部有識者から構成される情報公開審査会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査 | |
| | 7 | 組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。（NFコード） | 対応済 | ・デフリンピック準備運営本部HPにより大会情報等を公開 URL:https://deaflympics2025-games.jp/main-info/ | |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-------------------------|----|--|------|--|
| 原則8 利益相反を適切に管理すべきである | 1 | 役職員等の関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・公平性・公正性を確保するため利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反取引の管理や体制について規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 ・採用等に当たっては、コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、採用や配置についての適正性等を審査 ・役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を微取 ・役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ・コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性等を審査 |
| | 2 | 組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引に該当するおそれのある取引については、利益相反マネジメント委員会において審査し、議論の経過を記録するなど意思決定の透明性を確保 |
| | 3 | 利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引に該当するおそれのある取引については、利益相反マネジメント委員会に付議するとともに、契約が必要な場合は利益相反マネジメント委員会の審査内容に基づき、公正な方法により手続きを実施 |
| | 4 | 随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約による場合、複数者から見積りを取得する等、公正な契約であることを証明できる資料を残している |
| | 5 | 利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事から独立した利益相反マネジメント委員会を設置 ・契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、利益相反マネジメント委員会が必要な調査を行い、適正性等を審査 |
| | 6 | 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置 |
| | 7 | 定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント委員会設置要綱で各事項を規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 |
| | 8 | 利益相反ポリシーを作成しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーを策定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 |
| | 9 | 利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか（利益相反取引該当性）、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーにて利益相反取引該当性を定め、基準及び手続きを規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 |
| | 10 | 利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反的関係」を有する者（関連当事者）についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーにて利益相反取引の該当となる取引相手について「役職員等が所属する他の企業・団体、役職員等の近親者、役職員等が個人的に利害関係を有する取引先」と規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|----------------------|---|------|--|
| 原則9 通報制度を構築すべきである | 1 独立した通報窓口を設置しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報者保護について規定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築 |
| | 2 通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、法令・内規違反など幅広く通報対象となる旨を記載 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 3 通報窓口について、恒常に役職員に周知しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 適宜役職員に通報窓口や通報手段等について共有するとともに、コンプライアンス研修等においても周知 |
| | 4 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報内容や調査で得られた個人情報の守秘義務について明記 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 5 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報者保護を明記 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 6 外部通報窓口を設置しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 内部通報窓口に加え、独立した通報窓口として法律事務所による外部通報窓口を設置 |
| | 7 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 外部通報窓口は弁護士が調査を行い、内部通報窓口への通報内容についても必要に応じて専門家に相談できる体制を整備 |
| | 8 通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、複数手段を明記 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 9 これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報窓口に対して相談を行うことが可能と明記 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 10 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）により速やかに調査を実施しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、弁護士を含む中立的な調査体制の構築や、通報があった場合の調査方法等について規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 11 通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報受付から調査報告までの一連のフローを規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 |
| | 12 通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選べているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 通報窓口には男女を配置し、対応者の性別を選択できる体制を構築 |
| | 13 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 次年度契約に向け、専門家のサポートが必要になると想定される内容の事前洗い出しを行う |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|----------------------|----|---|------|---|
| 原則9 通報制度を構築すべきである | 14 | 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。 (NFコード) | 対応済 | ・公益通報規程において、通報者の個人情報保護等について明記 <u>URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922</u> |
| | 15 | 研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。 (NFコード) | 対応済 | ・通報に伴う不利益等が無い制度である旨、コンプライアンス研修などで周知 |
| | 16 | 通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。 (NFコード) | 対応済 | ・公益通報にかかる調査は理事から独立して実施 ・調査資料等について調査員のみが閲覧できる体制を構築 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------|----|---|------|---|
| 原則10 懲罰制度を構築すべきである | 1 | 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・処分事由、処分内容は事業団就業規則に明記。処分手続等について懲戒審査委員会要綱を策定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_review.pdf?v=20230822 ・コンプライアンス研修を実施し、組織内に周知 |
| | 2 | 処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則にて、処分事由、処分内容を列挙 ・外部有識者を含めた懲戒審査委員会にて、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて審査を実施する旨を懲戒審査委員会要綱に明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_review.pdf?v=20230822 |
| | 3 | 規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則にて、処分事由、処分内容を列挙 ・外部有識者を含めた懲戒審査委員会にて、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて審査を実施する旨を懲戒審査委員会要綱に明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_review.pdf?v=20230822 |
| | 4 | 組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒審査委員会に外部有識者（弁護士）が参画 ・必要に応じて運用について弁護士に確認が可能 |
| | 5 | 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関（倫理委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において、客観的かつ速やかに、処分審査（処分対象行為該当性及び処分内容の決定）を行っているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員から独立した外部有識者（弁護士）を含めた懲戒審査委員会で審査を実施 |
| | 6 | 調査機関の構成員又は同機関において指定した者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒審査委員会で適切に審査を実施 ・理事長は、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ、処分の対象とする旨を懲戒審査委員会要綱に明記 |
| | 7 | 組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員への協力義務、調査内容の守秘義務を懲戒審査委員会要綱に明記 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_review.pdf?v=20230822 |
| | 8 | 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象行為について可能な限り書面に記載するよう懲戒審査委員会要綱に明記 |
| | 9 | 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・聴取の機会の設置について懲戒審査委員会要綱に明記 |
| | 10 | 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。（NFコード） | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> ・書面に各項目を記載するよう懲戒審査委員会要綱に明記 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|-----------------------|----------------|---|------|--|
| 原則10 懲罰制度を構築すべきである | 11 12 13 | 認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。（NFコード） | 対応済 | ・可能な範囲で告知できるよう懲戒審査委員会要綱に明記 |
| | | 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。（NFコード） | 対応済 | ・役員から独立した外部有識者（弁護士）を含む懲戒審査委員会で審査（処分関係者については除斥） |
| | | 処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。（NFコード） | 対応済 | ・懲戒審査委員に除斥規定あり |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | スポーツ庁セルフチェックリスト | 対応状況 | 対応内容 |
|--------------------------------|--|------|--|
| 原則11 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである | 1 危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途策定 |
| | 2 危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レビュー・リテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途策定 |
| | 3 危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアル作成時に外部有識者の意見を聴取し、反映 |
| | 4 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行なうことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 不祥事対応に関し、問題の対処のために必要と判断する場合は、準備運営本部長はコンプライアンス委員会を開催し、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について審議 事案発生時は、組織横断的に必要な情報を報告・共有できる体制を構築 |
| | 5 危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的に実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。 (NFコード) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 危機管理（準備運営本部における管理体制、コンプライアンス違反等のインシデント事例とその対応等）に係る職員向け研修を行うとともに、チェックリストを活用した理解促進を実施 必要に応じて適宜マニュアルの見直しを行い、研修等により職員に周知 |
| | 6 不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 |
| | 7 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 必要に応じて外部有識者の知見を活用し調査を実施 |
| | 8 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 重大な不祥事の端緒を認識した場合、外部有識者に相談の上、速やかに必要な情報を公表する体制を構築 |
| | 9 組織委員会等が解散した後に不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 準備運営本部解散後は、事業団において、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む

代替措置実施済：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、

現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む

-：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

| 指針 | | スポーツ庁セルフチェックリスト | | 対応状況 | 対応内容 |
|--------------------------------|----|--|-----|------|--|
| 原則11 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである | 10 | 調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等が有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。（NFコード） | 対応済 | | <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反等があった場合は、懲戒審査委員会の審査を行い、就業規則等に則り処分 |
| | | 再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。（NFコード） | 対応済 | | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 <u>URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922</u> ・不祥事等が発生した場合には、コンプライアンス委員会において再発防止策等を検討するとともに、研修等により職員に周知 |
| | | 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不斷にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。（NFコード） | 対応済 | | <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止の取組とその改善状況についてコンプライアンス委員会で審議し、内容を公表 |
| | | 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成しているか。（NFコード） | 対応済 | | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策本部は必要に応じて外部有識者を中心に構成 |
| | | 第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。 | 対応済 | | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策本部が外部有識者で構成される場合は、外部有識者の選定についてコンプライアンス委員会において審議 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 東京都ガイドライン | 対応状況 | 対応内容 |
|--|------|---|
| 第3 2 都は、大会運営組織に対して未来の東京につながるレガシーや大会への参画についての視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求める。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる」共生社会の実現等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（令和5年11月） 開催基本計画はホームページで公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/about/pdf/deaf_foundation-plan.pdf |
| 第4 1(1)①(ア) 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 理事は評議員会で選任し、評議員には外部有識者を配置 評議員は評議員選定委員会で選任し、構成員に監事（外部有識者）や理事会で選任する外部委員を配置 |
| 第4 1(1)①(イ) 外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割などを定めた、役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定及び選任理由等に関する情報の公表 | 対応予定 | <ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会において、理事候補者選任方針を策定する旨を報告。目標割合等を設定する方向で検討（現在の人数） 理事の総数7人 うち外部理事5人（71%） うち女性理事3人（43%） |
| 第4 1(1)①(ウ) 各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 役員行動規範を策定するとともに、役員全員から行動規範を遵守する旨の誓約書を徴取 行動規範等を公表 定款：https://www.tef.or.jp/about/teikan.html 行動規範：https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/ |
| 第4 1(1)①(エ) 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討など | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 理事の人数、権限、選任方法については定款に明記し、規模及び実効性を確保（定款第21条により、理事は3名以上7名以内、監事2名以内と定めている。現在、理事は7名、監事2名） |
| 第4 1(1)②(ア) コンプライアンス委員会を組織内に設置 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程を策定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定 |
| 第4 1(1)②(イ) コンプライアンス委員会と監事等の間で相互に適切な情報共有が行える体制の構築 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会へ助言・提言を行う仕組みを構築 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 東京都ガイドライン | 対応状況 | 対応内容 |
|---|------|--|
| 第4 1(1)②(ウ) 就任時・採用時を含む役職員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 事業団コンプライアンス基本方針等に基づき、令和6年度コンプライアンス推進計画を策定 年度研修計画を策定し、役員に対しては年1回、職員に対しては年4回以上コンプライアンス研修を実施 チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンスに係る気運を醸成 |
| 第4 1(1)②(エ) 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公益通報規程において、通報者保護について規定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_whistleblowing.pdf?v=20230922 内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を併用。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築 |
| 第4 1(1)③(ア) 契約・調達制度の構築 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 利益相反マネジメント委員会において利益相反が疑われる契約案件を審査する仕組みを構築 事業団財務規程のほか、財務契約検討会運用規程を策定 事業団契約事務要綱に基づき、工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務を円滑かつ合理的に実施 |
| 第4 1(1)③(イ) 契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 適正な契約手続を担保し、ガバナンスを確保するための検討会を設置するとともに、弁護士に相談できる体制を構築 外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置 |
| 第4 1(1)③(ウ) マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 「協賛要綱」や「企業及び団体等との対応指針」を策定し、コンプライアンスを遵守しながら募集等の手続きを実施 協賛契約に当たっては、外部有識者も含む都・連盟・運営委員会・準備運営本部の四者で構成される契約・調達管理会議での確認を経ることで、契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保したうえで、契約を締結し、契約者の概要及びカテゴリを公表 |
| 第4 1(1)③(エ) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築(特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築) | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 会計監査(外部監査)、適法性監査(監事監査)に加え、業務運営の妥当性等について内部監査を実施し、監査報告書を作成し、監査結果についてHPで公表 監査室を中心に、監事・監査法人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 年3回、監事・監査法人及び監査室でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施 監事・監査法人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施 |
| 第4 1(1)③(オ) 不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法の導入 | | |
| 第4 1(1)④(ア) 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公平性・公正性を確保するため利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反取引の管理や体制について規定 URL : https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_management_policy.pdf?v=20230929 |
| 第4 1(1)④(イ) 人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 採用等に当たっては、コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、採用や配置についての適正性等を審査 |

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について

2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】

| | |
|---------|---|
| 対応済 | :既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む |
| 代替措置実施済 | :直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの |
| 対応予定 | :対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む |
| - | :何らかの理由で適用の対象外となっているもの |

| 東京都ガイドライン | 対応状況 | 対応内容 |
|--|------|---|
| 第4 1(1)④(ウ) 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 理事から独立した利益相反マネジメント委員会を設置 契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、利益相反マネジメント委員会が必要な調査を行い、適正性等を審査 |
| 第4 1(1)④(エ) 利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徵取 役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 コンプライアンス統括責任者及び外部有識者で構成される利益相反マネジメント委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合は、当該案件の適正性等を審査 |
| 第4 1(1)⑤(ア) 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会での決定事項・監査報告・契約状況等） |
| 第4 1(1)⑤(イ) 都の条例に準じた情報公開制度を導入する等、公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 都の条例に準じた情報公開要綱を策定 非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定 |
| 第4 1(1)⑤(ウ) 非公開情報についても、情報公開とは別の方で、その公正性を担保できる仕組みを構築 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 情報開示に関しての知識等のある者や外部有識者から構成される情報公開審査会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査 |
| 第4 1(1)⑥ 危機管理マニュアルを策定した上で、有事のための危機管理体制の構築及び不祥事発生時の最適な調査体制の構築並びに大会運営組織の解散後も含めた、具体的な対応方針等に係る関係当事者間の事前整理 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_compliance_regulation.pdf?v=20230922 自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途策定 |
| 第4 1(1)⑦ 禁止行為、処分対象者、処分内容及び手続等に関する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 処分事由、処分内容は事業団就業規則に明記。処分手続等について懲戒審査委員会要綱を策定 URL:https://deaflympics2025-games.jp/org/regulations/pdf/def_review.pdf?v=20230822 コンプライアンス研修を実施し、組織内に周知 |
| 第4 2(2)① 国際スポーツ大会の基本計画、開催ビジョン等の策定、都と連携した事業の実施、大会実施を阻害するリスクの管理計画、他大会運営上の重要事項について、都及び大会運営組織で事前に協議の上、具体化を図る。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる」共生社会の実現等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（令和5年11月） 開催基本計画はホームページで公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/about/pdf/deaf_foundation-plan.pdf |
| 第4 2(4)①(ア) 財政支出を行う場合、大会運営組織に対し、都と大会運営組織が共同でチェックを行う仕組みを整備する | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 公的資金を利用する際に、遵守すべき法令（東京都補助金等交付規則等）やガイドライン（国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン等）を洗い出した上で、必要な対応を実施 |
| 第4 2(4)①(イ) 必要と認められる場合には、大会運営組織に対して、大会準備状況や収支等に関する報告を求めるとともに、必要に応じて是正を求ることとする。 | 対応済 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事業計画及び予算書を策定し、公表 https://www.tef.or.jp/about/yosansyo2023_01.pdf 大会全体の収支計画を示す大会の財政計画を令和5年12月に公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/budget/docs/deaf_planned-budget.pdf |